

# 地域公共交通計画の延伸及び新計画の策定について

資料 4

## 議論の前提

橋本市地域公共交通網形成計画

橋本市地域公共交通再編実施計画

※国認定なし

(平成 29 年 3 月策定)

(令和元年 5 月策定)



-----令和 4 年 3 月末に期間終了-----

①現行の計画期間が上記のとおり終了すること、②令和 2 年 11 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、国庫補助金による支援を受けるために「地域公共交通計画」の策定が努力義務となったこと（網形成計画は算定上有利にはなるが、任意であった）、この 2 点により今年度中に新計画を策定する必要がある。

## 策定の課題

本来であれば令和 2 年 1 月の再編を受けて昨年度内に乗降調査や分析を行い、今年度の新計画策定につなげるはずであったが、新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の激変、緊急事態宣言発出による外出自粛等の影響から、満足なデータが得られていない。また、「新たな生活様式」に基づく地域公共交通の利用形態が見えてくるには、まだ時間がかかる。

⇒ 改正法をふまえた次期計画の策定には、今しばらく時間が必要であると考えられる。

## 事務局案

### 1. 現行計画を令和 4 年度末（令和 5 年 3 月末）まで延伸する。

※ 延伸によって新計画を策定した扱いとなり、国庫補助の対象となりうる。

#### 1-1. 令和 5 年度以降の新計画策定に向けた議論を令和 3 年度から始める。

■ 令和 5 年 3 月末まで延伸

橋本市地域公共交通網形成計画  
(地域公共交通計画)

橋本市地域公共交通再編実施計画

※国認定なし

■ 令和 3 年度：データ収集、議論

令和 5 年 4 月～

■ 令和 4 年度：策定（令和 5 年 3 月まで）

橋本市地域公共交通計画（新計画）

議論の前提として、

### 2. コロナ禍の「新たな生活様式」を「ふつう」と捉える。

#### 2-1. 既存のデータの分析とともに、事業者さま方の協力を得て、新たに収集できるデータは収集する。

（コミュニティバスの停留所別利用者数、紀見橋本病院線の利用状況詳細、IC カード利用率など）

以上の点について幹事会（今年 2 月開催）にはかったところ、承認を得た。